

	(現行)			(改訂案)		
項 目	リスク管理体制の整備	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考	リスク管理体制の整備	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. 審査管理	(1) 審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行なうための牽制機能が確保されているか。		(1) 審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。	
	(2) 審査管理部門の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門等により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度（健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。）が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門等が、営業推進部門に対して、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行なうなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかを検証しているか。		(2) 審査管理部門の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度（健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。）が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門が、営業推進部門に対して、 <u>健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が適切に実行しているか、また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかなどを検証しているか。</u>	